

宮崎県ハンドボール協会コンプライアンス委員会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、宮崎県ハンドボール協会（以下「協会」という。）規約第28条の規定に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関し必要なことを定める。

第2章 目的

第2条 協会は、コンプライアンスを有効に機能させるため委員会を置く。

第3章 審議事項

第3条 委員会は、協会のコンプライアンスに関わる研修の実施及び各加盟団体に所属するチームや競技者等からのコンプライアンスに関する相談、コンプライアンス違反への対応等について審議し、理事会に答申するものとする。

第4章 委員会

第4条 委員会は、5名程度の委員で構成し、協会会長を委員長とし、その他の委員は理事の中から理事会で選任する。

2 委員の任期は委員たる理事の任期が満了するまでとする。ただし委員が理事として再任された場合、委員として再任されることを妨げない。

3 辞任、解任又はその他の理由により委員たる理事の職務が任期満了前に終了した場合、当該委員の職務も当然に終了するものとする。

4 委員会の委員長が不在又は事故のときは、別に定められた順序に従って他の委員が委員長の職務を行う。

5 委員会の会議の目的事項について、委員長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、別に定められた順序に従って他の委員が委員長を代行する。

第5章 任期等

第5条 委員の任期は、協会規約第21条の規定を準用する。

第6章 会議

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会は、法令等違反行為またはその恐れがあることが発見されたとき、その他、必要と認められる場合に、委員長の招集により開催する。

3 委員会の決議の目的である事項は、第4条により選任されたコンプライアンス委員総数の過半数の賛成によって決する。

第7章 報告

第7条 委員会は、調査の結果、法令等違反行為が行われたことが確認されたときは、直ちに理事会及び上部団体に報告しなければならない。また、必要と認めた場合には理事会の開催を請求することができる。

第8章 規程の変更

第8条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

この規程は、令和 3年 4月 4日から施行する。